



二〇五〇年までの  
「ネットゼロ」の

達成に向けて

校長 立木 英邦



九月に入り、日本の南海上でいくつかの台風が発生し、そのほとんどが、高い海水温の海上で勢力を増し、日本列島に近づき九州にも大きな被害を与えました。台風十四号は、観測史上最強クラスの勢力でこれまでの類似する例がないと言われ、鹿児島県に、沖縄県以外では初めてとなる台風を要因とする「特別警報」が発表される中、鹿児島県に上陸し九州を縦断し、各地に甚大な被害を与えました。鹿児島県では、強風によりマンション建設現

場のクレインが折れたり、パチンコ店の頑丈な窓ガラスが割れる等の被害が出たほか、大雨特別警報が出ていた宮崎県などで河川が氾濫し被害が出ました。

強い連携をとり、努力をしていくことが求められているということ、は言うまでもありません。

数年前から、梅雨の時期から夏場にかけて、巨大台風による災害や線状降水帯発生に伴う集中豪雨による洪水・土砂災害等が、毎年、全国のだこかで起こるようになりました。また、猛暑日となる日も多く、熱中症のリスクが高まり人命に関わる危険性が高まっています。世界的にも、各地で異常気象が発生し、人の命が危険にさらされる災害等が数多く起こっています。

地球温暖化現象の警鐘が、世界的に鳴らしはじめて久しくなり、二〇一五年にはフランスでCOP21が開催され、気候変動に関する国際的枠組みとして、一九九七年の京都議定書以来十八年ぶりとなる「パリ協定」が採択されました。「京都議定書」には、二〇〇八年から二〇一二年までの先進国の温室効果ガス削減目標が定められました。また、「パリ協定」は、史上初めての気候変動枠組条約に加盟する全一九六カ国全てが参加する枠組みとなり、二〇二〇年以降の地球温暖化対策が定められています。「地球温暖化を低減させるという目標で歴史的な転換点」で

ある」ということがいわれ、地球温暖化を食い止めるための世界各國の努力がなされるものと期待されました。「パリ協定」には、排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など、一部は法的拘束力があるものの罰則規定は設けられていません。「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、吸収源による除去量との間の均衡を達成することを目的とし、持続可能な開発に貢献し、気候変動への適応に関する能力の向上、並びに適応に関する適当な対応を確保するための世界全体の目標を定める」という内容の規定をしています。この「パリ協定」に盛り込まれている「大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況」のことを「ネットゼロ」といいます。

「パリ協定」により、二〇五〇年までの「ネットゼロ」達成に向けた取組が世界的に始まりました。気候変動問題は、グローバルな問題であり、各国が共通して取り組む事項として、協力して取り組んでいきます。ただ、その具体的なルールになるとエネルギーや経済の状況等の事情は、国によって大きく異なります。そのため、気候変動対策をおこなうといっても、環境と経済のバランスをどうやって取るか、先進国と発展途上国の責任をどのように考えるか、市場メカニズムをどの程度活用するか、発展途上国の取組に対する支援をどうするか等といった様々な点で各国の主張や方法論は異なってきました。国の事情が異なる中、全会一致で合意できるような具体的なルールをまとめるのは難しい挑戦でしたが、昨年十月末から十一月中旬にかけて、イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26で、ついに「パリ協定」のルールブックが完成しました。

COP26の全体的なメッセージとして決定したのは、「パリ協定」で定められた努力目標「地球の気温上昇を、産業革命以前と比べ1.5℃以内に抑えること」に向け、締約国に対し、今世紀半ばの「カーボンニュートラル」と、その通過点である二〇三〇年に向けた野心的な気候変動対策をもとめるということでした。今年の五月にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムにおいても、「産業部門は、世界の温室効果ガス排出量の30%以上を占めており、産業界の脱炭素化を徹底して加速しなければ、世界が目指すネットゼロ達成がますます遠のきかねない」という問題提起がなされ、その解決策として、ネットゼロ達成に向けたいくつもの提言がなされています。更に、「世界は、産業界の脱炭素化という課題に総力をあげて取り組む必要があり、産業界が一丸となって努力することが、ネットゼロを達成する唯一の方法である」という提言がなされています。

全世界が一つになり、また、我々一般市民も政治・行政に期待するとともに日常生活における意識をしっかりと持ち、地球温暖化をどうにか抑え、自然災害の頻発・激甚化が食い止められていくことを祈りたいと思います。

長崎県

P T A 定期総会に

参加して

P T A 会長

馬場 仁志

令和四年六月二日(木)、長崎県庁一階大会議室において開催された、令和四年度長崎県公立高等学校 P T A 定期総会に出席してきました。

教育懇談会では、「消費者としての自立と課題の保護者として知っておくべきこと」と題して、長崎県消費生活センターの青崎孔先生の講演がありました。〇×質問形式や実際にあった事例の紹介もあり、とても分かりやすく有意義な時間でした。

さて、皆さんは、令和四年四月一日から、

